

大分市と大塚製薬株式会社との包括連携協定書

大分市（以下「甲」という。）と大塚製薬株式会社（福岡支店扱い：以下「乙」という。）は、相互に連携・協働し、一層の地域活性化を図るため次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密な連携を図り、相互に協力し、次条に定める活動を推進することにより、一層の地域活性化を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携して取り組むものとする。

- (1) 市民の健康づくり・維持増進に関する事項
- (2) 市民の熱中症対策やその啓発に関する事項
- (3) 防災及び災害時における支援に関する事項
- (4) スポーツの振興に関する事項
- (5) その他前条の目的達成に必要と認める事項

（具体的な取組等）

第3条 前条各号に定める分野における具体的な取組の内容については、甲乙協議の上別途書面に定めるものとする。

2 甲は乙に、前項の具体的な取組に関する計画及び実績について報告を求めることができることとし、乙はこれに従うよう努めるものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく取組により知り得た秘密を相手方の承諾を得ずに漏らしてはならない。

2 前項の義務は、理由のいかんを問わず本協定が終了した後も継続するものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲及び乙のいずれからも特段の申出がない場合は、さらに1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（協定の見直し及び解除）

第6条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、協議の上、書面により本協定の内容の変更又は解除を行うことができるものとする。

（疑議の決定）

第7条 本協定に定めていない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の内容を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれが署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和4年2月18日

甲 大分県大分市荷揚町2番31号
大分市
大分市長

佐藤樹一郎

乙 福岡市博多区奈良屋町13番地13号
大塚製薬株式会社
福岡支店
支店長

笠原康人